

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

サプライチェーン全体の付加価値向上と、規模・系列・業種を超えたオープンイノベーションに取り組むことにより、競争力強化につなげてまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を理解し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います

②型管理などのコスト負担

下請事業者との協議・合意に基づき型取引を行い、下請事業者が保管する不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者の了解のない型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

取引上優位な立場を利用して、不合理な内容によるノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

○当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同のうえ、自主行動宣言を表明し、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもと、物流の改善に取り組んでおります。

○当社は、「デンカグループ ESG 基本方針」を制定し、取引先との公平・適正な取引等の含めたサステナビリティ（中長期的な持続性）を巡る課題への対応について、企業存続を左右する重要な経営課題であると認識して積極的・能動的に取り組んでおります。

2022年5月13日

デンカ株式会社

代表取締役社長 今井 俊夫

企 業 名

役職・氏名(代表権を有する者)